

相続時や災害時の手續が楽になる! 「もしも」の時に備えて金融機関の口座と マイナンバーを付番できます

口座管理法(預貯金口座付番制度)のご紹介

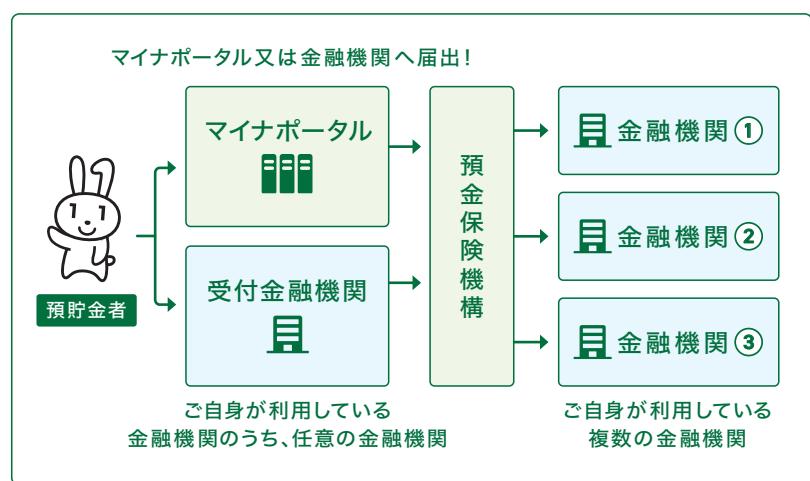
本人同意を前提とし、マイナンバーを届け出ることで、複数の金融機関に存在するご自身の預貯金口座に付番する制度です。

1 複数の金融機関を利用して大丈夫です！一度に、すべての金融機関へマイナンバーを届け出ることができます。（「付番の申出」といいます。）

※一部金融機関では取り扱いできない場合があります。詳しくはデジタル庁HPをご確認いただくか、普段ご利用の金融機関にお問い合わせください。



<https://www.digital.go.jp/policies/numbering-on-accounts/designate>



※付番の申出を行ってから付番した口座の通知(結果通知)が来るまでに、事務処理の都合上一定の時間を要しますので、お早めの届出をお願いいたします。

2 マイナンバーを預貯金口座に付番することで、相続時や災害時の手續が楽になります。

相続された方



付番しておいてよかったよかった



金融機関にて
相続の手続きで
来たのですが…

他の金融機関に、亡くなられたお父様の口座があるかを照会できますよ。



口座の把握漏れを減らし確実な相続が可能！

被災された方



印鑑もキャッシュカードも
持ち出せなかった、どうしよう…

避難先にいつも使っている金融機関がなくとも、マイナンバーカードだけで自分の口座の情報を教えてもらえたよ！

マイナンバーカードがあれば大丈夫ですよ！



避難先でもご自身の口座情報の確認が可能！

詳しくはご利用の金融機関、もしくは裏面に記載のマイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0120-95-0178）にお問い合わせください。

よくあるご質問について

1



Q

預貯金口座への付番を
金融機関に届け出るとき
には、何が必要？

マイナンバーの確認のためマイ
ナンバーカードを持ってきてね！
預貯金通帳やキャッシュカード
等、他に必要なものは金融機関
に確認してね。

A



2



Q

預貯金口座に付番すると、
給付金を受け取ることが
できるの？

A

預貯金口座への付番（金融機関
へのマイナンバーの届出）により
給付金を受け取ることはできな
いよ。ただし、預貯金口座を給付
金を受け取ることのできる口座
(公金受取口座)として国に登録
することで、その口座を通じて給付
金を受けることができるよう
になるから、ぜひ検討してね。



3



Q

自分が持っている複数の金融
機関の口座に一度にマイナン
バーを付番できるようになる
とのことだけれど、住所の更新
ができないないとどうなるの？

A



金融機関に届出をしている住所
の更新ができないと、本人の口
座と認識されずに、マイナンバー
での付番ができないよ。住所の
更新をしてから、届出をしてね。

4



Q

マイナンバーを届け出る
と行政機関などに資産を
知られてしまうの？

A

マイナンバーの届出をきっか
けに、金融機関が行政機関
などに預貯金残高などをお
知らせすることはないと安心
してね。



預貯金口座付番制度についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

受付時間



0120-95-0178

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30
(年末年始を除く)